

臨時・パート等の従業員の国民年金保険料納付に係る事業主との連携について

I. 専門委員会報告書（平成25年12月13日）における指摘事項

「臨時・パート等の従業員の保険料納付に係る事業主との連携強化については、近年、国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加していることを踏まえ、事業主の協力が得られる場合に従業員が事業主を通じて賃金から国民年金保険料を納付できる任意の仕組みを設けることを検討すべきである。

また、関係する職能団体や職域団体などに対し、保険料納付に関する事業主の協力について周知することも検討すべきである。」との提言を受けているところ。

II. 事業主への協力依頼

- 平成26年度においては、年金事務所から厚生年金保険の適用事業所に対しモデル事業として以下の取組を行う予定。また、年金局から関係する職能・職域団体への協力依頼を行う。
 - 1 パート等労働者が多く勤務する事業所を選定し、従業員の採用若しくは退職又は被扶養者の認定等の際における国民年金保険料の納付勧奨並びに口座振替、保険料免除等の手続の周知。
 - 2 年金事務所が、適用事業所の従業員を対象とした年金相談又は保険料納付に関する説明会等を実施する際における会議室等の場所の提供及び従業員への周知。

III. 事業主団体等の納付受託

- 国民年金法第92条の3の規定に基づき、「東京都個人タクシー国民年金事務組合」と納付受託の契約を行っている。
また、商工会及び商工会連合会については、現行法令上、納付受託が可能とされていることから、今後、働きかけを行う予定。

参考条文

国民年金法(抄)

(保険料の納付委託)

第92条の3 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第10項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- 三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 ～ 5（略）

第108条第3項 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。